

# さいたま市契約公報

第6号

平成31年4月1日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（4件）

- 主電極棒（ニップル含む）…………… 1
- 岩槻人形博物館什器類一式…………… 5
- さいたま市立病院院内業務システム構築（賃貸借、構築業務及び保守）…… 8
- さいたま市幼保無償化給付システム機器等賃貸借…………… 12

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市立大宮区役所新庁舎収納備品等一式…………… 16
- ・さいたま市健康マイレージシステム保守業務…………… 16
- ・さいたま市保健所・健康科学研究センターで使用する電気…………… 16
- ・さいたま市保健システムハードウェア等賃貸借…………… 16
- ・さいたま市保健システムソフトウェア等賃貸借…………… 16
- ・平成31年度署活動用無線機賃貸借…………… 16
- ・（仮称）見沼区片柳地区消防署消防緊急情報システム  
（指令・情報）賃貸借…………… 17

### 競争入札参加資格審査に関する告示（3件）

- 平成31・32年度競争入札の参加資格に関する審査結果…………… 17
- 平成31・32年度建設工事の請負に係る  
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 17
- 平成31・32年度建物管理等、警備及び清掃の業務に係る  
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 24

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第35号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成31年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

主電極棒（ニップル含む）

##### (2) 納入場所

さいたま市西区大字宝来52-1 西部環境センター

##### (3) 数量・特質等

- ア 数量 240本
- イ 特質等 仕様書による。

(4) 納入期限

平成31年8月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、物品納入等種目分類表「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、平成31年4月15日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

- (2) 交付期間

公告の日から平成31年4月19日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月7日(火)及び平成31年5月8日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年5月13日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月15日(水)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月15日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター

電話 048(623)4100 FAX 048(622)5353

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Contract for tender:

Main Graphite Electrodes with Nipples, 240 Units

(2) Date and time of tender:

May 15, 2019, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

## さいたま市公告（調達）第36号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成31年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

岩槻人形博物館什器類一式

(2) 納入場所

岩槻人形博物館

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

平成31年9月27日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、平成31年4月15日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいた

ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

#### (2) 交付期間

公告の日から平成31年4月22日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

平成31年5月7日（火）及び平成31年5月8日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

平成31年5月20日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年5月22日（水）午後2時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年5月22日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

### (9) 業務を担当する課

さいたま市大宮区大門町3-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館開設準備室  
電話 048(646)3133 FAX 048(646)3154

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Contract for tender:

A complete set of fittings and fixtures for Iwatsuki Ningyo Museum

(2) Date and time of tender:

May 22, 2019, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

## さいたま市公告（調達）第37号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成31年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名



さいたま市立病院院内業務システム構築（賃貸借、構築業務及び保守）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から平成36年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の資格を有すると認められた者又は物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）又は（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同業務又は同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務又は営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、平成31年4月15日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の公告日から過去2年以内に、200台以上のクライアント端末から構成されるインターネットに接続するネットワークシステム基幹部分を構築する契約を元請又はリース会社の一次下請けとして2件以上締結し、確実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課  
担当 施設管理係 電話 048（873）4248

(2) 交付期間

公告の日から平成31年4月19日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
平成31年5月7日（火）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限  
平成31年5月16日（木）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
    - イ 送付先  
〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 日時

平成31年5月20日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室2

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月20日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課  
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Contract for tender:

Information system development and maintenance for Saitama City Hospital

- (2) Date and time of tender:

May 20, 2019, 2:00 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Department of Hospital Administration, City Hospital, Health and Welfare Bureau, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4248 Fax: 048-873-5451

## さいたま市公告（調達）第38号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成31年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市幼保無償化給付システム機器等賃貸借

- (2) 借入場所

さいたま市内データセンター

- (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

- (4) 借入期間

平成32年1月1日から平成36年12月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、平成31年4月15日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成26年4月1日以降、国又は地方公共団体と一契約で本案件と同種かつ同規模以上の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課  
担当 幼児政策係 電話 048(829)1885

#### (2) 交付期間

公告の日から平成31年4月18日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

全て郵送とする。

#### (2) 交付日時

平成31年4月26日（金）までに交付するものとする。

(3) その他

4の書類提出時において、返信用封筒に92円切手を貼付したものを提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年5月13日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月15日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課  
電話 048（829）1885 FAX 048（829）2516

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048(829)1179   FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Hardware devices for Saitama City's free preschool education system

(2) Date and time of tender:

May 15, 2019, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Early Childhood Education Policy Division, Department of Early Childhood Development,  
Bureau of Child Development, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1885

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第7号

次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月1日

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①7-1 ②さいたま市立大宮区役所新庁舎収納備品等一式 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年1月23日 ⑤株式会社雄飛堂 代表取締役 中田弘明 さいたま市大宮区東町1-54 ⑥73,116,000円 ⑦随意契約 ⑧平成30年11月30日さいたま市公告（調達）第69号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第8号該当

①7-2 ②さいたま市健康マイレージシステム保守業務 一式 ③さいたま市保健福祉局保健部健康増進課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月6日 ⑤富士通株式会社関東支社支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥42,595,200円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①7-3 ②さいたま市保健所・健康科学研究センターで使用する電気 2,428,700キロワット時 ③さいたま市保健福祉局保健所保健総務課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ④平成31年3月7日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 川崎敏寛 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥40,499,064円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告（調達）第15号

①7-4 ②さいたま市保健システムハードウェア等賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局保健所地域保健支援課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ④平成31年2月28日 ⑤富士通リース株式会社関東支店 支店長 坂口雄二 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥595,728円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月15日さいたま市公告（調達）第4号

①7-5 ②さいたま市保健システムソフトウェア等賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局保健所地域保健支援課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ④平成31年2月28日 ⑤富士通リース株式会社関東支店 支店長 坂口雄二 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥3,059,640円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月15日さいたま市公告（調達）第5号

①7-6 ②平成31年度署活動用無線機賃貸借 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④平成31年3月6日 ⑤埼玉情報株式会社 代表取締役 相沢長次 さいたま市中央区本町東2-17-3 ⑥319,680円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告（調達）第19号



① 7-7 ② (仮称) 見沼区片柳地区消防署消防緊急情報システム (指令・情報) 賃貸借 一式 ③  
 さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤 6-1-28 ④ 平成31年2月1日 ⑤ 富士通リース株式会社関東支店 支店長 坂口雄二 さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 ⑥ 2,  
 397,600円 (月額) ⑦ 随意契約 ⑧ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
 定める政令第11条第1項第1号該当

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第496号

さいたま市水道局告示第24号

平成31・32年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する審査  
 結果について、次のとおり公表する。

平成31年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人  
 さいたま市水道事業管理者 森 田 治

競争入札参加有資格者数

	市内	県内	県外	合計
建設工事	575	634	1049	2258
設計・調査・測量	155	210	802	1167
土木施設維持管理	267	210	115	592
物品納入等	684	270	1211	2165
業務委託	726	326	1746	2798
合計	2407	1650	4923	8980

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第497号

さいたま市水道局告示第25号

平成31・32年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争  
 入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分(以下「等級区分」という。)  
 の方法を定めたので、次のとおり公表する。

平成31年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人  
 さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業  
 及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

### 3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

#### (1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(ア) 工事の種類別年間平均完成工事高

(イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(ウ) 自己資本の額

(エ) 利益額

(オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

#### (2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること</li> <li>○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定書」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること</li> <li>○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること</li> <li>○ 災害時における応急復旧業務・工事に関する類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と締結し、又は、協定等を締結している団体に加盟し、応急復旧工事に協力することとなっていること</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">なお、締結している協定等は平成30年9月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会 (以下「JAB」という。)又は JABと相互認証している認定機関 に認定されている審査登録機関が認 証したISO9001の認証を取得 している場合	10点		全者・申請全業種
優秀建設工事 業者表彰	平成29年度・平成30年度に「さ いたま市優秀建設工事業者表彰」を 受けた者	受賞1案件につき 20点		受賞者・該当業種
入札参加停止	平成29年1月1日から平成30 年12月31日までの間の入札参加 停止の期間に応じて減点	1月につき-5点		全者・申請全業種
工事成績	① 平成29年1月1日から平成30 年12月31日までの間に受けた本 市発注工事の工事検査に係る工事成 績の平均点に応じ加減点(共同企 業体での実績は除く。また、実績の ない者は0点とする。)	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	-20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績 中65点に満たない案件	1案件につき-5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく 主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者</li> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者</li> </ul>	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	JAB若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
子育て支援	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性の活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	次のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者	10点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種														
CPDS / CPD (継続学習) の取組み状況	<p>CPDS / CPD (継続学習) に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。</p> <p>ただし、①～③については、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間に取得したもの、④については、平成26年4月1日から平成30年9月30日までの間に取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p>	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>①対象業種</p>
		取得単位数	配点														
		1～19	1点														
		20～39	2点														
		40～59	4点														
		60～79	6点														
		80～99	8点														
		100～	10点														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>土木工事業 管工事業 舗装工事業</p>
		取得単位数	配点														
		1～19	1点														
		20～39	2点														
		40～59	4点														
		60～79	6点														
		80～99	8点														
		100～	10点														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>②対象業種</p>
		取得単位数	配点														
		1～19	1点														
		20～39	2点														
		40～59	4点														
		60～79	6点														
		80～99	8点														
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>建築工事業 電気工事業 管工事業</p>		
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>③対象業種</p>		
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>土木工事業 管工事業 舗装工事業</p>		
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>④対象業種</p>		
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>造園工事業</p>		
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点			
取得単位数	配点																
1～19	1点																
20～39	2点																
40～59	4点																
60～79	6点																
80～99	8点																
100～	10点																
<p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>																	

#### 4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

#### 5 等級区分基準

##### (1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	資格審査数値が700点未満

##### (2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が700点未満

##### (3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

##### (4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が710点未満

##### (5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満

さいたま市告示第498号

さいたま市水道局告示第26号

平成31・32年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。



平成31年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の点数に4に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者（以下「組合」という。）の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

3 経営財務状況の点数

経営財務状況の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。

(1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点 数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点 数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点 数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点 数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点 数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流 動 比 率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価項目の点数

発注者別評価項目の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(2) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合

なお、協同組合等については、当該協同組合としての一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(3) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）。

なお、協同組合等については、当該協同組合としての一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合を加点対象とする。

(4) ISO・エコアクション21認証取得

認証取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

○ ISO9001  
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合

○ ISO14001又はエコアクション21  
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。

(5) その他

締結、 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市CSRチャレンジ企業 又はさいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者

(6) 入札参加停止

入札参加停止	平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間の入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき-1点

5 等級区分基準

等級	基準
A	資格審査数値が70点以上

B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満